

## デジタル関係制度改革検討会 運営要領

デジタル関係制度改革検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 検討会において配付された資料は、原則として、公表する。
- 2 検討会の議事録及び会議の資料を公表する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、議事録を検討会の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公表とすることができる。
  - 一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合
  - 二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - 三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合
- 3 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。